

学校法人会計基準と大学の健全経営：企業会計及び国立大学法人会計との比較分析(上)

| | |
|-----|---|
| 著者 | 林 直嗣 |
| 出版者 | 法政大学経営学会 |
| 雑誌名 | 経営志林 |
| 巻 | 51 |
| 号 | 2 |
| ページ | 1-16 |
| 発行年 | 2014-07-31 |
| URL | http://doi.org/10.15002/00014694 |

〔論文〕

学校法人会計基準と大学の健全経営 ＝企業会計及び国立大学法人会計との比較分析＝（上）

林 直 嗣

目 次

1. はじめに：大学の健全経営の原則と学校法人会計基準
2. 基本金組入、資本取引と損益取引の分離
 - 2.1. 企業会計における固定資産取得と資本金組入
 - 2.2. 国立大学法人会計における固定資産取得と資本金組入
 - 2.3. 学校法人会計における固定資産取得と基本金組入
 - 2.4. 企業の出資金と所有権
 - 2.5. 学校法人の出資金と所有権
 - 2.6. 資本取引と損益取引の分離
3. 大学財政の目標と経営指標：損益収支・消費収支の均衡
 - 3.1. 短期の均衡・健全財政
 - 3.2. 長期の均衡・健全財政
4. 「帰属収支」概念による赤字の隠蔽
(以上、本号)
5. 資金収支計算書に基づく「経常的収支計算」の問題点
6. 学校法人会計基準の問題点
 - 6.1. 学校法人会計基準の利用目的
 - 6.2. 企業会計基準への準拠とその統一的方向性
 - 6.3. 基本金勘定の不完全分離性・曖昧性とその改革
 - 6.4. 基本金組入と減価償却は二重負担という誤解
 - 6.5. 二号基本金の計画的組入の徹底
 - 6.6. 消費収支計算書と資金収支計算書の問題点

7. 学校法人会計基準の改正

- 7.1. 改正の背景
- 7.2. 改正の主要ポイント

8. おわりに

〔注〕

〔参考文献〕

1. はじめに：大学の健全経営の原則と学校法人会計基準

本稿の目的は、私立大学の健全財政・健全経営を確保するために、私立学校法や学校法人会計基準など関連法規を正しく理解することに基づいて、大学の財政や経営の実態を正確に認識・把握し、それらに不健全性が認められる場合にはその原因を正しく究明し、さらには適切な改善対策を講じることができるよう、とりわけ学校法人会計基準の論点や問題点及びそれに係わる経営財務の諸問題に焦点を当てて分析をすることである。またそうした分析に依拠しつつ、2013（平成25）年に改正され、2015（平成27）年から実施することになった改正学校法人会計基準の主要論点についても、健全経営の観点から分析をすることである。

私立大学は教育研究という公共的性格を帯びたサービスを提供する機関であるので、所轄官庁である文科省の監督の下に、学校教育法や私

本稿の作成過程において、早稲田大学の片山覺名誉教授、大阪商業大学の矢部孝太郎准教授から有益で貴重なコメントを頂いた。深甚の謝意を表する次第である。ただし本稿のあり得べき誤りの責任は、筆者に帰属する。

立学校法、大学設置基準、及び学校法人会計基準など厳格な法令を遵守して健全に経営することが求められる。営利経営は原則として禁止であるが、子会社などにより別会計でやれば収益事業を営むことは可能である。学校法人は営利法人と異なり利益を追求しないので、変動リスクの大きい利益を当てにした財政運営はしてはならず、資金の調達と使途には健全性・安全性が求められる。校地や校舎、教室、蔵書、機器設備などの資産を適正に取得するためには、学校法人会計基準に準拠して、それを賄う基本金（企業や国立大学法人では資本金）を計画的にきちんと積み上げ、負債によらない帰属収入から基本金組入を行うことが義務づけられている。よって資産に占める自己資本（基本金）の比率＝自己資本比率は大きく、負債比率は小さいことが、正常な大学財政の姿である。

逆に営利法人の民間企業は、利益を目的にリスク負担をして事業を行うので、自己資金だけでなく借入金や社債等の負債でも資産を取得し、それを年々の利益から返済できる。営利企業のファイナンスは自由度が大きい。営利企業が事業に投下する資産は、不確定収益＝利益を生むリスク資産であるが、非営利の学校法人が教育に投下する資産はリスク資産ではなく、確実な消費収支均衡を目的とする安全資産として運用・蓄積しなければならない^(注1)。営利企業の行動原理や会計原則を正しく比較参照しつつも、学校法人に要請される健全経営の行動原理や会計原則をしっかりと踏まえて、経営の不健全化を招かないように、破綻リスクに晒す危険性を高めないように、経営改善の努力をすることが肝要である。

林（2009, 2010）が指摘したように、近年のバブル崩壊以降の日本において長期的な経済停滞のもとで、趨勢的な少子化が進行して入学定員に対する需要超過から需給逼迫への構造変化が起こってきたこと、国レベルでの行財政改革・構造改革の流れの中で大幅な規制緩和が進む一方、財政補助の削減により財政面での自立化が求められてきたこと、商法改正など民間企業でも経営・ガバナンス改革の流れが強まってきたことなど、国立大学や私立大学を取り巻く経済

環境の急激な変化を背景に、大学経営は厳しさを増し、それ故経営の健全化がとりわけ求められるようになってきた。その流れの中で1991年の大学設置基準の大綱化、2004年の国立大学法人法の施行と私立学校法の改正などを契機に、教育の仕組みや中身の改革・規律付け、経営や財政の自己規律化・健全化の問題が、教育のガバナンスとして大きくクローズアップされてきている。前稿では主として教育の仕組みや中身の改革・規律付けに焦点を当てたが、本稿では経営や財政の自己規律化・健全化の問題に焦点を当てて分析する。

そこで以下に先ず2節では、基本金組入の論点、資本取引と損益取引の分離という重要な論点について、企業会計や国立大学法人会計との比較参照をしながら、学校法人会計における諸問題の正確な摘出と分析を行う。3節では、大学財政の目的が損益収支ないし消費収支の均衡にあること、適切な経営指標として何を採用すべきか、短期と長期に分けて分析を行う。4節では、俗に言う「帰属収支」という概念が資本的収入と消費収入とを混在させることによって「消費収支赤字」を隠蔽する効果を持つために、財務行動や経営行動にどのような影響を及ぼすのか、分析をする。5節では、資金収支計算書に基づく「経常収支」概念が減価償却費を脱漏する効果を持つことによって、財務行動や経営行動にどのような影響を及ぼすのか、分析をする。6節では、現行の学校法人会計基準が企業会計基準や国立大学法人会計基準と比較してどのような問題点を内包しているのか、従来から提起されてきた批判を踏まえて分析を行う。7節では、そうした問題点の認識を踏まえて、改正学校法人会計基準の主要な改正ポイントと残された課題について検討する。

2. 基本金組入、資本取引と損益取引の分離

2.1. 企業会計における固定資産取得と資本金組入

企業は投資によって土地・建物・機械設備など有形の固定資本形成やブランド価値など無形の固定資本形成を行い、それと労働を用いて、

財貨やサービスの生産活動を行う。投資のための資金調達には、株式などによる自己資本と借入金や社債などによる他人資本から行われ、それぞれの金融をエクイティ・ファイナンス (equity finance)、デット・ファイナンス (debt finance) という。投資により形成された有形・無形の固定資本は会社財産を構成するが、その会社財産を確保するために会社法の規定に基づいて計算され登記される資本の金額を、法定の資本金 (legal capital) という。現実の会社財産は経営活動に応じて変動するのに対して、法定の資本金はそれに連動して変動するわけではない。

資本金に組み入れる資金源泉は、必ず株式等の自己資金から行われなければならない。借入金や社債など他人資本によることはできない。そのため資本金の資金源泉となる株式は、出資者の持分権 (equity) すなわち会社に対する出資者の財産請求権を表す。会社法では、既存株主や会社債権者を保護しながら、経営上の判断により迅速な資金調達を可能にすることを目的として、授権資本制度を設けている (会社法 37 条 1 項、199 条 1 項、2 項、201 条 1 項)。これは、株式会社において定款に定める株式数 (授権株式数・発行可能株式総数) の範囲内であれば、取締役会の判断でいつでも新株発行をすることができる制度である。ただし変更するには、株主総会での議決が必要である。また会社設立に際して発行する株式の総数は、公開会社でない会社を除き、授権株式数の 4 分の 1 以上と定められている (会社法 37 条 3 項)。

会社は授権資本の範囲内で株式を発行するが、それに対して実際に払い込まれた金額を払込資本金 (払込資本金 : paid-in capital) という。払込資本金を払い込んだ株主は、出資証券である株式を取得し、その額に応じて会社の所有権も取得する。また株式は自己資本であり負債ではないので、返済の必要はない。2001 年 6 月の商法改正で額面株式が廃止され、会社設立時に発行されるすべての株式が無額面株とされて、新株発行価額の 2 分の 1 までの額 (額面株は券面を超える額のみ) を資本準備金とすることができるので、資本金は発行済株式の発行価額の総額か、それ以下 2 分の 1 まででもよくなっ

た。さらに 2006 年 5 月施行の新会社法では最低資本金制度が廃止され、資本金 1 円でも会社を設立し、存続できることになった。このように株主による払込資本金から資本金組入が行われ、残りが資本準備金及び資本剰余金とされる。また資本準備金及び資本剰余金からさらに資本金組入をすることもできる。

こうした会社財産の確保を目的とする資本金勘定は、貸借対照表で記録されなければならない。両者の勘定は目的と性格が異なるので、厳密に区別・分離されなければならない。資本金を含む資本取引と損益取引と混乱混同してはならない。ここで資本勘定とは、資本取引を計上する勘定科目であって、資本取引のうち収入に分類されるものは資本的収入、支出に分類されるものは資本的支出、収支を合わせて資本収支といい、資本勘定で計上する。

2.2. 国立大学法人会計における固定資産取得と資本金組入

2003 (平成 15) 年施行の国立大学法人法に準拠して、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書 (国立大学法人会計基準等検討会議 (2003)) が出され、企業会計に準拠しつつも、国立大学法人の実情に合わせて部分的に修正された会計基準が適用されることとなった。作成・届出の必要がある財務諸表は、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、損益計算書などである (第 39 財務諸表の体系)。

第 1 章第 1 真實性の原則では「国立大学法人の会計は、国立大学法人等の財政状態及び運営状況に関して、真実な報告を提供するものでなければならない」と先ず謳っている。また第 5 資本取引・損益取引区分の原則では、「国立大学法人等の会計においては、資本取引と損益取引とを明瞭に区別しなければならない」と定めている。その注解でも「3 このように、国立大学法人等においては、財政状態及び運営状況を適正に示すという観点並びに準用通則法第 44 条にいう利益又は損失の確定を適切に行

うという観点から、その会計において、資本取引と損益取引とを明瞭に区別しなければならない」としている。出資に関わる資本取引はストックの経済概念であるので、貸借対照表で独立して記録されなければならない。他方で一定期間における損益取引は、経営ないし運営の成果を捉えるフロー概念であるので、これも独立して損益計算書で記録されなければならない。「利益又は損失の確定」、すなわち黒字や赤字の確定（黒字とは収入超過、赤字とは支出超過）を適切に行う必要がある。よって資本取引と損益取引の両者を明瞭に区別し、混同混乱してはならない。

国立大学は投資によって校舎・教室・機械設備等の有形・無形の固定資本形成を行い、それと教職員の労働を用いて、教育サービスの生産活動を行う。投資のための資金調達は、自己資金、借入金や債券などによる他人資金から行われる。投資により形成された有形・無形の固定資本は学校財産を構成するが、その学校財産を確保するために国立大学法人会計基準の規定に基づいて計算される資本の金額を、資本金という。同基準の第19 資本金等では「1 資本金とは、国立大学法人等に対する出資を財源とする払込資本に相当する」と定めており、企業会計と同様に「出資を財源とする払込資本」が資本金を構成する。

第55 純資産の表示項目では「1 資本金は、政府出資金とそれ以外の者からの出資金(出資者等により適切な名称を付することを要する。)とに区分して表示しなければならない」と定めている。国立大学法人における出資は寄附ではないので、出資額に応じた所有権を獲得する。政府出資金が大半を占めるため、ほぼ国有となっている。

2.3. 学校法人会計における固定資産取得と基本金組入

1949(昭和24)年に私立学校法が制定され、学校法人の健全経営を担保するために、収支の均衡を目標とし、財務諸表として財産目録、貸借対照表、及び収支計算書を作成することを義務づけた。計算書類の書式や内容の基準は特に

定められず、所轄官庁への届け出義務もなかった。1970(昭和45)年には私立大学等経常費補助制度が創設され、同補助金の交付を受ける場合にはこれらの財務諸表を「文部大臣の定める基準」に従って作成し、届け出る義務を課した。1971(昭和46)年には補助金交付を適正化する目的で文部省令として「学校法人会計基準」が制定され、貸借対照表、消費収支計算書、資金収支計算書の三表を届け出義務のある財務諸表として定めた。1976(昭和51)年、私立学校振興助成法が施行されてから、学校法人会計基準の根拠法はこれに移り、経常費補助の交付を受ける場合は公認会計士または監査法人による会計監査が義務づけられた。

私立学校は投資によって教室や校舎、校地など有形・無形の固定資本形成を行い、それと教職員の労働を用いて、教育サービスの生産活動を行う。投資のための資金調達は、負債によらない帰属収入＝自己資金、借入金や債券などによる他人資金から行われる。投資により形成された有形・無形の固定資本は学校財産を構成するが、その学校財産を確保するために学校法人会計基準の規定に基づいて計算される資本の金額を、基本金という。学校法人会計基準第二十九条では「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする」と定めている。これを「基本金制度」と言うことがある。現実の学校財産は経営活動に応じて変動するのに対して、基本金はそれに連動して変動するわけではない。

基本金には一号から四号までの区別があり、同基準三十条では以下のように定めている。「学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

一 学校法人が設立当初に取得した固定資産(法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第三項の規定による特別の会計を設けた際に有していた固定資産)で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校(専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。)の設置若

しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額

二 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額

三 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額

四 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額」。

すなわち一号基本金は、設立当初の教育用の固定資産、新たな学校の設置のための固定資産、既設学校の規模拡大や教育充実のための固定資産などに応じて組み入れる基本金である。二号基本金は、将来の固定資産取得のために準備して積み立てておく基本金で、資本準備金としての性格を有する。三号基本金は、奨学金基金や研究基金として保持・運用する資産である。四号基本金は、毎年の消費支出を賄うために恒常的な運転資金として保持すべき基本金であり、別に文部科学大臣の定める所により年間消費支出の十二分の一まで組み入れるものとされている。

こうした基本金制度が制定された背景には、営利法人と異なって、学校教育という公共的なサービスを提供する教育機関には破綻を回避し健全経営が原則として求められること、そのため資本収支の均衡とともに消費収支の均衡を確保することにより健全経営を維持すること、という学校法人に求められる特有の経営理念があったといえよう。片山 (2011, p. 500) は「学校法人会計基準によって、消費収支の均衡、つ

まり消費収入と消費支出の均衡を維持可能とする会計構造を意識して構築されたものと推定される」と指摘している。また当時は私立学校の財務的基盤が脆弱であり、学校教育の公共性に鑑みて健全経営を促すため、国や地方自治体は私学財政を補強する経常費補助制度を創設したが、補助の公正を期すためにも統一的な会計基準の導入が必要であった。

基本金に組み入れる資金源泉は、必ず帰属収入という自己資金から行われなければならない。借入金や債券など他人資金によることはできない。学校法人会計基準では、固定資産を取得する場合は、負債によらない帰属収入（自己資金）で基本金組入を行うことを義務づけている。資本金や基本金の資金源泉を自己資金のみとするのは、経営組織における資本金ないし基本金の経済的性質に基づく規定であり、企業のような営利組織であろうと学校法人のような非営利組織であろうと、変わることはない普遍的原理である。

企業や国立大学法人、公益法人などの資本金制度では、資本取引が損益取引と完全分離されていて、前者が後者に混入することは原則としてない。ところが学校法人の基本金制度では、資本取引と損益取引が完全分離されずに「帰属収入」に混入しているために、いままでさまざま批判されてきたように問題を生ずる。

(勘定例 1) 資本収支も消費収支も均衡の場合

例えば100億円の資本的収入(寄附金20億円、設備拡充費80億円)があつて、非資本的帰属

消費収支計算書

| | |
|-------------|-------|
| 授業料等 | 400 |
| 設備拡充費 | 80 |
| 寄付金 | 20 |
| 帰属収入 | 500 |
| 基本金組入額 | △ 100 |
| 消費収入の部合計 | 400 |
| 消費支出の部合計 | 400 |
| 当年度消費収支差額 | 0 |
| 翌年度繰越消費収支差額 | 0 |

貸借対照表

| | | | |
|----|-----|--------|-----|
| 資産 | 100 | 基本金 | 100 |
| | | 負債 | 0 |
| | | 繰越消費収支 | 0 |
| 合計 | 100 | 合計 | 100 |

収入（授業料等）が400億円の場合、100億円の固定設備投資を行う際に、投資の全額を帰属収入500億円のうちの資本的収入100億円で賄えば、基本金組入額は100億円であり、基本金未組入額はゼロ、資本収支は均衡する。貸借対照表では、資産が100億円、基本金が100億円、負債がゼロとなる。正味資産（純資産）は資産100億円－負債0億円＝100億円である。また消費収入は500億円－100億円＝400億円で、消費支出が400億円であれば、消費収支はゼロで均衡する。資本収支も消費収支も均衡し、これが健全財政の望ましい姿である。

（勘定例2）資本収支は赤字、消費収支は均衡の場合

これに対して帰属収入が500億円（授業料等400億円、設備拡充費80億円、寄附金20億円）であって、固定資産取得額150億円のうち100億円は自己資金である帰属収入で賄えるが、50億円は借入金で賄う場合、基本金組入額は100億円であるが、50億円は基本金未組入額となり、これを借入金などの負債で調達するので、資本収支の赤字は50億円となる。貸借対照表では、資産が150億円、基本金が100億円、負債が50億円となる。正味資産（純資産）は資産150億円－負債50億円＝100億円である。消費収入は500億円－100億円＝400億円で、消費収支400億円であって、消費収支はゼロで均衡する。資本収支は赤字であるが、消費収支の均衡は達成できている状態である。

また同基準の第三十条の3では、「学校法人

が第一項第一号に規定する固定資産を借入金（学校債を含む。以下この項において同じ。）又は未払金（支払手形を含む。以下この項において同じ。）により取得した場合において、当該借入金又は未払金に相当する金額については、当該借入金又は未払金の返済又は支払（新たな借入金又は未払金によるものを除く。）を行つた会計年度において、返済又は支払を行つた金額に相当する金額を基本金へ組み入れるものとする」と定めている。つまり、借入金等の負債により固定資産取得をする場合には、帰属収入からの負債返済額に応じて基本金組入をしなければならない。よって翌年度に帰属収入から20億円の借入金返済をすれば、20億円の基本金組入をして、負債及び基本金未組入額、すなわち資本収支の赤字は30億円に減少する。貸借対照表では、資産が150億円、基本金が120億円、負債が30億円となる。正味資産は資産150億円－負債30億円＝120億円となる。

三十条二号では、設備拡充のための固定資産取得の資金は、資本準備金の性格を持つ二号基本金などで事前に計画的に積み立てておくことを想定している。また同条第2項で「前項二号又は第三号に規定する基本金への組入れは、固定資産の取得又は基金の設定に係る基本金組入計画に従い行うものとする」と定めており、固定資産の取得をする二号基本金、及び基金の設定をする三号基本金は、基本金組入計画に基づいて計画的に実施しなければならない。これが健全性と計画性の原則である。

このように学校法人会計基準は、基本金組入

消費収支計算書

| | |
|-------------|-------|
| 授業料等 | 400 |
| 設備拡充費 | 80 |
| 寄付金 | 20 |
| 帰属収入 | 500 |
| 基本金組入額 | △ 100 |
| 消費収入の部合計 | 400 |
| 消費支出の部合計 | 400 |
| 当年度消費収支差額 | 0 |
| 翌年度繰越消費収支差額 | 0 |

貸借対照表

| | | | |
|----|-----|--------|-----|
| 資産 | 150 | 基本金 | 100 |
| | | 負債 | 50 |
| | | 繰越消費収支 | 0 |
| 合計 | 150 | 合計 | 150 |

計画に基づいて、資本準備金としての性格を持つ二号基本金や基金である三号基本金を積み立て、「基本金組入計画」に従って固定資産取得や基金設定を計画的に健全に実施すべきことを定めている。これは、学校法人が公共性の高い教育サービスを提供することを踏まえて、計画性と健全性の原則を要請しているものである。この点は営利法人の企業会計と異なる重要な点であり、民間企業に比べて固定資産形成に占める自己資金の割合（＝自己資本比率）を原則として高める帰結をもたらし、破綻・倒産のリスクを低く抑制する効果を持つ。

「本当に強い大学 総合ランキング」（『東洋経済』2012年10月27日号）によれば、「自己資本比率」を私立大学では（基本金＋累積消費収支差額）／総資産、国公立大学では資本金／資産で定義して測定すると、上位10校の平均は74.2%と高い。これに対して日本国内の全上場企業では平均48.9%（2013年度）、業種別平均では原油・天然ガス・鉱業が71.8%、通信業62.5%、化学工業56.3%、小売業45.4%、電気業19.3%、銀行・信託業9.3%等となっている。

こうした学校財産の確保を目的とする基本金勘定は、貸借対照表で記録されなければならない。経営活動成果の把握を目的とする期間損益計算は消費収支計算書で記録しなければならない。両者の勘定は目的と性格が異なるので、厳密に区別・分離されなければならない。しかし学校法人会計基準では、資本的支出である固定資産形成に応じた基本金組入だけを損益勘定である消費収支から除外したが、資本的収入ないし出資金である寄附金や設備拡充費などは、非資本的収入である授業料等と混合して帰属収入として記録される。よってそれから基本金組入を控除してもなお、資本的収入が損益勘定である消費収入に混入する可能性を残すことになった^(注2)。

2.4. 企業の出資金と所有権

営利法人の企業では、会社法に基づいて株主が払込資本金を出資し、出資証券である株式を取得して、所有権を取得する。この払込資本金は資本的収入という経済的性質を持ち、これか

ら会社財産を確保するために資本金の組入を行うので、株主は会社財産の所有者、すなわち法人企業の所有者となる。株式はその所有権の持分権（equity）を表象する^(注3)。

嘗て資本家が企業の所有権と経営権を統括していた時代には、株式所有の大半は資本家（capitalist）ないしオーナー経営者（owner manager）が掌握していた。しかし20世紀に入って企業の大規模化に伴って経営の複雑化や資本の大衆動員を必要とする時代になると、資本家個人が資本の大半を所有することも経営の全権を掌握することも困難となり、所有と経営の分離が進行した。所有権は客体に対する絶対的・排他的な支配権であるので、資本の所有権を持つものは、資本の使用収益権である経営権をも有するが、経営権を支配人など経営者に委託したのが「所有と経営の分離」である。パーリー＝ミーネズ（1932）は、『近代株式会社と私有財産』において、「支配」を取締役会または過半数の取締役を選出する実質的権限と定義して、経営の「支配」形態を次の5類型に分類した。

- ①ほぼ完全な所有権による支配（80%超の議決権）
 - ②過半数の持株による支配（50～80%の議決権）
 - ③法律的方法による支配（無議決権株、議決権信託の組織化などの法律的手段による支配）
 - ④少数持株支配（50～20%の議決権であるが、何らかの方法により50%超の議決権を行使しうる支配）
 - ⑤経営者支配（20%未満、株式分散により支配するに十分な株式所有をする個人や集団が存在せず、現経営者が実質的に支配する形態）
- すなわち出資金を拠出したものが所有者であるが、「所有と経営の分離」が進んだ現代では所有者が必ずしも経営者となるわけではない。しかし株式所有者の意思決定機関である株主総会は、会社法上は会社の最高意思決定機関と定められており、経営権も最終的には所有権の管理下に置かれている。したがって株式の過半数を占める所有者が、株主総会で経営権も経営者から取り戻して一体的に統括すると決定すれば、まさに所有経営者となる。

さらに近年では経営業務の多様化・複雑化・大規模化に対応して、経営権を経営の統括や戦略の企画・立案などを担当する狭義の経営権と、日常的なルーチンワークとしての経営の執行業務とに分離して、前者を従来の経営者が後者を執行役員（Chief Executive Officer: CEO）が分担する傾向にある。これを「経営と執行の分離」という。通常は経営者が執行役員を任命するので、執行役員は経営者に対してのみ責任を負い、会社の最高意思決定機関である株主総会に対しては責任を負わない。

2.5. 学校法人の出資金と所有権

さて学校法人では株主の払込資本金の代わりに、創業者・卒業生・学生生徒保護者からの寄附金や設備拡充費（教育充実費）、土地・建物の現物出資、あるいは政府からの研究設備補助金などの資本的収入が出資金となり、これらが帰属収入として記録され、帰属収入から基本金組入を行うことが義務づけられている。出資金の資金源泉は、設立当初においては創業者や卒業生の寄附金に専ら頼っていたが、規模の拡大と共に次第に保護者が払い込む設備拡充費に頼るようになり、現在では多くの学校法人がこれを主要な出資金源泉としており、これは払込基本金に該当すると言える。ただし「寄附行為」に基づいて「寄附金」として処理されるので、出資証券は発行せず、所有権は発生しない^(註4)。

会社・公益法人・協同組合等の社団法人および財団法人の目的・組織・活動・構成員・業務執行などについての基本規則そのものを「定款」といい（一般社団・財団法人法 152 条）、設立行為については「財産の抛却」という（一般社団・財団法人法 157 条）。学校法人及び私立学校法 64 条 4 項に基づく法人（専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人）においては、法人の設立者がその設立を目的として作成した法人の根本規則、及び法人を設立する行為そのものを「寄附行為（Stiftungsgeschäft：ドイツ語で寄附行為、設立行為）」という。財団法人でも 2008 年 12 月の一般社団・財団法人法の施行以前は「寄附行為」と呼んでいた。学校法人の根本規則や設立行為が「寄附行為」と呼

ばれる理由は、その設立のための財産の抛却がまさに寄附行為という経済行為によって行われるからである。したがってその寄附行為に基づいて抛却される寄附金は、本来は法人の設立や設備拡充に必要な財産の取得に原則として使うべき資本的収入という性格を持つが、使途の指定がない寄附金は消費支出に充当してもよいという解釈がされる場合がある。

例えばある大学の寄附行為第 29 条第 4 項では「寄附金については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産及び運用財産に編入する」と定めており、あくまでも基本財産や運用財産の範囲内で寄附金の使途を細目指定できる。しかし指定がない場合は経常費として費消できると解釈される場合もある。

企業は財貨・サービスの生産・販売活動を営業とするので、それらの売上高などが営業収入になる。これに対して、学校は教育サービスの提供を営業とするので、その対価である授業料等が営業収入に相当する。授業料は授業のために費やされる人件費や教室など資本設備の利用に伴う減価償却費をカバーする教育の対価である。これに対して学校法人会計基準第三十条で定めるように、既設学校の規模拡大や教育充実のための固定資産などに応じて組み入れる基本金は一号基本金であるので、設備拡充費及び教育充実費は今後の教育設備拡充のために出資してもらった資本的収入として認識し、処理しなければならない。資本的収入とは、本来資本的支出に充当することを主たる目的として調達された収入である。設備拡充費と称して払い込ませながら設備拡充費に支出せず、経常費に支出する場合は、詐欺となる危険性がある。

例えばある大学独自の「資金収支計算書に基づく経常収支」概念においても、設備拡充費（教育充実費）を資本的収入として認識し、経常収入から控除してあることは、妥当な処理といえる。ただし「寄附行為」に基づいて出資証券は発行せず、所有権は発生しない。

また政府からの補助金収入のうち「研究設備補助金」も資本的収入であり、経常費補助金と区別することが重要である。大学の教育研究活動は、小学校や中学校の教育活動と異なり、完

全公共財ではないが、公共財的性質を部分的に有する準公共財であり、それに対する補助金が経常費補助金と研究設備補助金である。

ただし学校法人における出資金は資本的収入ではあるが、法的には寄附行為により寄附として処理されるので、出資証券は発行されず、出資者が所有権を取得することはない。学校法人の法的な所有者は存在しない。これは国公立大学法人や営利法人との大きな違いである。しかし寄附により所有権は取得できないが、所有権から派生する経営権に実質的に参与できる仕組みとなっている。よって創立者・卒業生・学生生徒保護者などは出資に貢献した程度に応じて、理事や評議員として学校経営の意思決定に影響を与える仕組みが一般的にはとられている。政府も研究設備補助金を拠出して学校法人の資産形成に部分的に貢献しているので、省令や行政指導を通じて学校経営権に影響力を行使する理論的正当性を持つ。

2.6. 資本取引と損益取引の分離

企業会計では、払込資本金、資本金、資本準備金などの資本取引は、期間損益を計算する損益計算書とは完全に分離して、処理しなければならない。貸借対照表で記録される。資本的収入である払込資本金の一部を損益計算書の収入に混入して、あたかも利益があったかのように粉飾工作を行った場合には、有価証券報告書虚偽記載による証券取引法違反となり、刑事罰が科される^(注5)。もちろん資本的収入からは、人件費や管理費など経常経費を消費するべきものでもない。払込資本金のうち資本金組入が行われなかった部分は資本準備金として貸借対照表に記載され、後に所定の手続きを経て資本金組入ができる。

国立大学法人会計でも、企業会計と同様に、払込資本金、資本金、資本準備金などの資本取引は、期間損益を計算する損益計算書とは完全に分離して、処理しなければならない。貸借対照表で記録される。資本的収入である払込資本金の一部を損益計算書の収入に混入して、あたかも利益があったかのように粉飾工作を行った場合には相応の処分を受ける。

学校法人会計では株主の払込資本金の代わりに、創立者・卒業生・学生生徒保護者からの寄附金や設備拡充費(教育充実費)、あるいは土地・建物の現物出資などが出資金となり、これら帰属収入から基本金組入を行うことが義務づけられている。学校法人会計基準第二十九条では、「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする」と定めている。

帰属収入にはこうした資本的収入以外に、授業料や実験実習費などの学生生徒納付金、手数料、などの非資本的収入(消費収入)も混合して含まれている。帰属収入には資本的収入と非資本的収入が混入されているので、帰属収入から資本的支出に応じた基本金組入額を控除することにより、期間収支を表す消費収支計算書を分離しなければならない。そこで学校法人会計基準では第十六条で、「消費収入は、当該会計年度の帰属収入(学校法人の負債とならない収入をいう。以下同じ。)を計算し、当該帰属収入の額から当該会計年度において第二十九条及び第三十条の規定により基本金に組み入れる額を控除して計算するものとする」と定めている。このように基本金勘定を分離した消費収支計算書が、期間収支を把握する企業会計の損益計算書にほぼ相当する^(注6)。

古市(2011, p. 54)の指摘によれば、「基本金への組入が消費収支計算の途中で行われる(いわゆる前取りされる)ことについて、企業会計における利益処分に対応する行為が行われ、結果として損益取引と資本取引が混同されているという批判がされる。」しかし消費収支計算の途中ではなくその前に、帰属収入から基本金組入を控除した後に消費収入が計算されるので、この批判には誤解がある。

問題は、寄附金や設備拡充費など資本的収入ないし出資金が、非資本的収入である授業料等と混合して帰属収入として記録されるため、それから基本金組入を控除してもなお損益取引である消費収入に混入する可能性を残すことにある。また資本的収入を上回る基本金組入が帰属収入から行われる場合には、非資本的収入であ

る授業料等の本来の消費収入の一部（利益ではなく）が「前取り」されるため、その分だけ消費収支が悪化することも事実である。

さらに設備拡充費と称して学生生徒保護者に払込みをさせながら、設備拡充費に充当せず、どんぶり勘定で経常費に費消することは、真实性の原則に反し、事実上は詐欺となる危険性がある。設備等の適正水準と比較して設備拡充費が多すぎれば減額し、それが不足すれば増額することが望ましい。設備拡充費の適正な価格形成のためにもどんぶり勘定を廃止して、資本取引と損益取引の完全分離が必要である。

3. 大学財政の目標と経営指標：損益収支・消費収支の均衡

3.1. 短期の均衡・健全財政

営利法人は利益＝収入－費用を最大とすることを目的とする。すなわち収入を最大化する一方で、費用を最小化することによって、利益を最大化し、損益取引における当期純利益を最大化することを目的とする。所定の期間における利益が、当該期間における経営の成果を表すからである。それが均衡すること、つまり利益がゼロとなることは目標ではない。

これに対して公共的性格を持つ教育サービスを提供する学校は、営利法人ではないので、利益（黒字）を追求することは目的ではない。しかし同時に、損失（赤字）を出すことも目的ではなく回避しなければならない。すなわち教育サービスの代価である授業料収入に見合った教育費用を掛けて教育サービスを提供することが目標であり、したがって財政的には損益収支ないし消費収支を均衡させることが、最も重要な健全財政の目標となる。

そこで国立大学法人会計基準の注解（注6の1）では、「公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない国立大学法人等においては、第一に、経営成績ではなく運営状況を明らかにするために損益計算を行うこととなる。この観点からその運営状況を適正に示すため、国立大学法人等が中期計画に沿って通常の運営を行った場合、運営費交付金

等の財源措置が行われる業務についてはその範囲において損益が均衡するように損益計算の仕組みが構築されることとなる」としている。つまり損益の均衡が目標とされる。

私立の学校法人においても、学校法人会計基準の第十五条では「学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の消費収入及び消費支出の内容及び均衡の状態を明らかにするため、消費収支計算を行なうものとする」と規定し、消費収支の均衡を消費収支計算の目的と定めている。したがって固定資産取得や基本金組入を資本金収入の範囲内で計画的に自己資金で行い、基本金組入を帰属収入から控除した消費収支が均衡することが、私学財政が健全であるための最も重要な財政目標となる。以上は単年度に要求される短期の均衡・健全財政である。

大学基準協会や格付け機関もこの基準を重視している。大学基準協会による自己点検評価では、消費収支赤字が悪化して健全経営を維持できていない場合には、「消費収支赤字を改善すべきこと」という改善勧告をしている。

ただし規模が異なる大学間で健全性を適切に比較するためには、損益収支ないし消費収支の絶対額で比較してもあまり意味はなく、それを何らかの規模指標で割った経営指標で比較する必要がある。例えば、消費収支差額・消費収入比率＝消費収支差額／消費収入を使うと、同じ消費収支差額10億円の赤字でも、消費収入が500億円の学校法人Aの消費収支差額・消費収入比率＝ $\Delta 10 / 500 = \Delta 2\%$ であり、消費収入が400億円の学校法人Bの消費収支差額・消費収入比率＝ $\Delta 10 / 400 = \Delta 2.5\%$ であるので、学校法人Aの方が相対的に健全性が高いと判定することができる。この消費収支差額・消費収入比率は、企業会計における売上高利益率におおむね相当する。

あるいは消費収支差額を総資産で割れば、消費収支差額・総資産比率は、総資産が1000億円の学校法人Aでは $\Delta 10 / 1000 = \Delta 1\%$ であり、総資産が800億円の学校法人Bでは $\Delta 10 / 800 = \Delta 1.25\%$ であるので、学校法人Aの方が相対的に健全性が高いと判定することができる。この消費収支差額・総資産比率は、

企業会計における総資産利益率におおむね相当する。

同様に大学間で比較するという理由に基づいて、帰属収支差額ではなく、帰属収支差額比率＝帰属収支差額／帰属収入＝（基本金組入＋消費収支）／（基本金組入＋消費収入）という架空の概念を造り出して、財政の健全性を大学間で比較する「財務分析指標」としてと称する試みが一部に見られる。しかし、分子の帰属収支差額には、損益取引（消費収支）に資本取引（基本金組入）を混入・混乱している点で不適切である。この概念は経営の成果を適切に表示しない。また分母の帰属収入にも、損益取引（消費収入）に資本取引（基本金組入）を混入・混乱している点でやはり不適切である。しかも分子から分母を差し引くと、消費支出が違いとして残るだけであり、「財務分析指標」としては不適切である。企業会計でも国立大学法人会計でも、損益取引を資本取引から完全分離しているので、こうした混同・混乱概念はそもそも存在しない。

資本金や資産という元手を使ってどれだけの経営成果を上げたかを分析するためには、損益／元手＝総資産利益率ないし資本金利益率、損益／売上高＝売上高利益率、という経営指標を分析することが経営分析上は意味を持つ。しかし、基本金組入＝元手の一部であり経営成果ではないから、（元手の一部＋損益）／元手＝帰属収支差額・総資産比率、（元手の一部＋損益）／（元手の一部＋消費収入）＝帰属収支差額・帰属収入比率、という架空概念を「財務分析上の概念」と称して造り出しても、分子にも分母にも元手の一部が混入するので、経営分析の概念としては不適切である。

3.2. 長期の均衡・健全財政

営利法人ではある年度に100億円の利益が出た場合、その年度は好調であると言っても、健全経営の体質とは言えない。体質ないし構造として健全であると言うためには、数年間に亘る長期的な業績が好調トレンドになければならない。単年度の利益は消費者の需要動向、企業の

販売実績、他企業との競争関係、マクロの景気状況などにより毎年変動するので、単年度の利益ランキングを付けてもその年度でしか意味を持たない。1年前は50億円の利益で、2年前は10億円の利益、3年前は46億円の利益、4年前は90億円の損失、5年前は110億円の損失であるならば、6年間の累積利益は6億円であり、年平均利益＝累積利益6億円／6年＝1億円となる。売上高が1000億円であるならば、ある年度の売上高利益率は10%と好調であるが、6年平均では0.1%であって好調とは言えない。売上高利益率は経営分析の指標としてよく用いられるが、日本の上場企業の平均では税引き後で約1.5%である。

もう一つ重要な経営分析の指標は、利益や利益率の長期的なトレンド・趨勢である。6年の長期平均では利益は1億円、売上高利益率は0.1%であるが、5年前の110億円の損失から次第に利益を回復してある年度には100億円の利益まで趨勢として増加してきている。すなわち6年間の長期トレンドでは利益は増加トレンドで、利益率は上昇トレンドであり、企業業績が急速に回復してきていることを表している。単に6年間の平均値を見るだけでは得られない情報であるので、長期トレンドとして経営業績や財務体質が改善してきていることを把握し分析する必要がある。

学校法人会計では、単年度の損益は消費収支（差額）で表示され、複数年度に跨る長期的な累積の損益は繰越消費収支（差額）で表示される。ある年度の消費収支は60億円の赤字（＝消費支出超過額）であるが、1年前は40億円の赤字、2年前は10億円の赤字、3年前は6億円の赤字、4年前は50億円の黒字（＝消費収入超過額）、5年前は60億円の黒字であるならば、6年間の累積赤字は6億円であり、年平均赤字＝累積赤字6億円／6年＝1億円となり、若干の赤字ではあるがほぼ均衡していたと言える。総資産が500億円であるならば、ある年度の累積赤字・総資産比率は6億円／500億円＝1.2%と決して悪くはないが、5年前の累積黒字・総資産比率は60億円／500億円＝12%と比べると、長期トレンドとして悪化してきたと

言える。単に平均値を見るだけでなく、長期トレンドとして経営業績や財務体質が悪化してきていることを把握し分析する必要がある。

貸借対照表では、総資産＝基本金＋負債＋累積消費収支差額（黒字ならプラスで赤字ならマイナス）、つまり正味資産＝総資産－負債＝基本金＋累積消費収支差額、という関係式が成り立つ。その差分を取ると、 Δ 正味資産＝基本金組入＋消費収支差額＝帰属収支差額、という関係式が系として得られる。

したがって、学校法人は非営利法人であり消費収支均衡が財政目的であるから、累積消費収支差額を均衡（ゼロ）にすること、よって正味資産（純資産）を確保するためにそれと等しい基本金を維持することが、健全経営の大原則となる。矢部（2011, p. 59）は、これを「経営者の行動基準」として説明している。

累積黒字がある場合は、総資産や正味資産はその分だけ増加するが、累積赤字がある場合は、総資産や正味資産はその分だけ減少する。また矢部（2011, p. 59）も指摘するように、累積消費収支赤字の場合には、基本金がそれを上回っている限り、正味資産＝純資産はプラスであり、債務超過とならないが、基本金が正味資産より小さいので基本金の一部が欠損している状態であり、不健全である。

ただし規模が異なる大学間で長期的な健全性を適切に比較するためには、累積損益収支ないし累積消費収支の絶対額で比較してもあまり意味はなく、それを何らかの規模指標で割った経営指標で比較する必要がある。例えば、累積消費収支差額・総資産比率＝累積消費収支差額／総資産を使うと、同じ累積消費収支差額 200 億円の赤字でも、総資産が 2000 億円の学校法人 A の累積消費収支差額・総資産比率＝ $\Delta 200 / 2000 = \Delta 10\%$ であり、総資産が 1000 億円の学校法人 B の累積消費収支差額・総資産比率＝ $\Delta 200 / 1000 = \Delta 20\%$ であるので、学校法人 A の方が相対的に長期的健全性が高いと判定することができる。この累積消費収支差額・総資産比率は、総資産累積利益率ということもできる。

単年度の帰属収支差額は純資産の増分となるから、その多年度に亘る長期累積概念は純資産

の総額＝正味資産である。そこで帰属収支差額比率＝帰属収支差額／帰属収入という架空概念の分子だけを累積概念に変換すると、純資産総額／帰属収入、となるが、分母が単年度概念であるので意味はない。そこで分母も多年度の累積概念に変換すると、累積帰属収入＝正味資産－累積消費支出であるから、純資産総額／（正味資産－累積消費支出）＝ $1 / (1 - \text{累積消費支出} / \text{正味資産})$ となる。分子から分母を差し引くと、累積消費支出が残るだけである。よって帰属収支差額比率の累積概念もまた、経営分析の指標としては不適切である。

4. 「帰属収支」概念による赤字の隠蔽

「帰属収入は負債を含まない収入」であるが、「負債を含まない帰属支出」という概念は存在しないので、「帰属収支」という概念はそもそも存在しない。そこで帰属収支＝帰属収入－帰属支出、という定義が不可能であるので、帰属収支＝帰属収入－消費支出、という不整合な架空の定義を造出して、「帰属収支の均衡ないしその赤字黒字」などほとんど無意味な議論をすることが一部に横行している。そして企業会計からの間違っただけの類推から、「学校法人会計では帰属収支が企業会計の損益計算書に該当し、その損益が赤字黒字に相当する。帰属収入から基本金組入額を控除することは会計処理ではなく、エクストラの処理であるので、消費収支計算書は企業会計の損益計算書ではなく、その損益は赤字黒字に該当しない」などという主張がされることがある。

この主張は、「帰属収入から基本金組入額を控除して消費収入を計算する」と定める学校法人会計基準第十六条に違反する違法解釈であり、初歩的な誤解である。そもそも「帰属収支計算書」とか「帰属収支差額」という概念は、学校法人会計基準には存在しない架空の解釈であり、資本収支と消費収支を混同・混乱する間違っただけの解釈である。前節で論証したように、経営分析の指標としても不適切である。

帰属収入には、創業者・卒業生・保護者からの寄付金や設備拡充費など資本的収入を含むの

で、基本金勘定と損益取引を分離するために、同基準第二十九条では「帰属収入から組み入れた金額を基本金とする」と定め、同基準第十六条では「帰属収入から基本金組入額を控除して消費収入を計算する」と定めている。よって帰属収入から基本金組入額を控除して「消費収支計算書」を算出しなければならない。会計学的には、企業会計でも国立大学法人会計でも資本取引と損益取引を分離しなければならないのと同様に、学校法人会計でも「基本金計算」と分離して「消費収支計算」をしなければならない。資本取引と損益取引をきちんと識別して分離しなければならないことは、上記で詳説した通りである。

同基準第二十九条では「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする」と定めている。よって「資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れるべき基本金」を「組み入れない帰属収支＝帰属収入－消費支出」という架空の概念は、同基準に違反するだけでなく、必要な資産を継続的に保持しないことを前提とする不健全な概念であり、健全経営・安全経営の原則に反する不適切な概念である。林・小野田(2009)も同じ見地から、「基本金組入額とは、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして(同基準第29条)組み入れた額であり、それは消費支出に充てるより先に帰属収入から差し引かれるものである。よって、収支均衡の考え方からすれば、消費収入以内で消費支出は行われるべきものであり、これを超えている状況は安全性に問題がある」と指摘している。

したがって法的に公表を義務づけられた財務諸表は、消費収支計算書、資金収支計算書、貸借対照表の三表であり、これらが企業会計や国立大学法人会計の損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、貸借対照表の三表に対応する。

寄付金や設備拡充費など資本的収入の金額は各学校法人により異なるが、これで毎年の固定設備投資を賄えば、少なくとも資本収支は均衡

し、赤字になることはない。また資本的収入に見合った固定設備投資をして、その基本金組入を控除した消費収入の範囲内で消費支出を賄えば、資本収支も消費収支も均衡し、赤字になることはない。これが(勘定例1)で示したように、学校法人会計基準が目標とする望ましい健全財政の姿である。

ところが「帰属収支の均衡」という経営方針の下では、帰属収入と消費支出が均衡することを意味するので、実は資本収支も消費収支も赤字になる。(勘定例1)資本収支も消費収支も均衡、の事態が両者共に赤字に変貌する。以下にそれを勘定例で分析する。

(勘定例3)「帰属収支均衡」により資本収支も消費収支も赤字

(勘定例1)と同様に、100億円の資本的収入(寄附金20億円、設備拡充費80億円)があって、非資本的帰属収入(授業料等)が400億円の場合、帰属収入は500億円で、100億円の固定設備投資を行うが、「帰属収支均衡」の経営方針によって帰属収入500億円＝消費支出500億円とする。投資のうち50億円を帰属収入で賄い、残り50億円を借入金で賄えば、基本金組入額は50億円であり、基本金未組入額は50億円、資本収支は50億円の赤字となる。貸借対照表では、資産が100億円、基本金が50億円、負債が50億円となる。正味資産(純資産)は資産100億円－負債50億円＝50億円である。また消費収入は500億円－50億円＝450億円で、消費支出が500億円であるから、消費収支は450億円－500億円＝マイナス50億円、すなわち50億円の赤字となり、これを借入金で賄う。すると負債総額は100億円となる。

貸借対照表は、資産100億円＝基本金50億円＋負債100億円－繰越消費収支赤字50億円となり、正味資産(純資産)＝資産100億円－負債100円＝0億円である。帰属収支均衡の経営方針によって資本収支も消費収支も赤字となり、(勘定例1)の均衡財政は一転して不健全な赤字財政に変貌する。基本金組入を100億円にして資本収支を均衡させても、その分だけ消費収支赤字が50億円増えるので、正味資産が

消費収支計算書

| | |
|-------------|------|
| 授業料等 | 400 |
| 設備拡充費 | 80 |
| 寄付金 | 20 |
| 帰属収入 | 500 |
| 基本金組入額 | △ 50 |
| 消費収入の部合計 | 450 |
| 消費支出の部合計 | 500 |
| 当年度消費収支差額 | △ 50 |
| 翌年度繰越消費収支差額 | △ 50 |

貸借対照表

| | | | |
|----|-----|--------|------|
| 資産 | 100 | 基本金 | 50 |
| | | 負債 | 100 |
| | | 繰越消費収支 | △ 50 |
| 合計 | 100 | 合計 | 100 |

ゼロの状態は変わらない。こうした状態が毎年続けば、累積赤字も増大する。したがって帰属収支均衡という経営方針は、基本金組入をするべき金額の赤字をもたらし、放漫経営を促進して赤字を累積させるが、その赤字を均衡概念で隠蔽する効果を持つ^(注7)。

よって仮に「帰属収支＝帰属収入－消費支出」という架空概念を取って使うのであるならば、「帰属収入から基本金組入額を控除して消費収入を計算する」と定める学校法人会計基準第十六条に従って、基本金に組み入れる予定の100億円の固定資産投資の金額を確保しておかなければならない。すなわち「帰属収支＝基本金組入控除前の消費収支」＝固定資産投資額(100億円)に対応した黒字、でなければならず、決してゼロ(均衡)でも過小の黒字でもあってはならない。これが(勘定例1)資本収支も消費収支も均衡、という健全財政の必要条件となる^(注8)。

[注]

(注1)川村(2009)は企業・営利法人に比べて学校法人のファイナンスの特徴として、フローの収入・支出面では(1)金額的拘束性、(2)時間的拘束性、(3)法的拘束性、(4)変更に対する硬直性を指摘する。またストックの面でも自由度が限定的であることを指摘する。こうしたファイナンスの特徴を認識した上で、「学納金は学校法人が提供する教育サービスに対する対価」であることを踏まえ、細井(1985, p. 14)が提案する「消費能率の原理」に沿って「収

支均衡」を目指す財務運営が重要であるという。

(注2)文科省・学校法人会計基準の在り方に関する検討会(2004)の議事録では、「将来的には、帰属収入に含まれる資本的な収入を区分し、経常的な運営のための支出とそれに充てられるべき収入とを対比させる収支計算の構造についてさらに検討する必要」が指摘されていた。

(注3)山本(2012, p. 2)も同様な定義をしている。

(注4)山本(2012, p. 2)によれば、「基本金は、学校法人の設立時には寄附により調達された資金の額を表してはいるが、寄附者にとっては資金の提供は寄附行為の一環であるため、何らかの財産請求権を表すものではない。つまり、寄附者にとっては、基本金は自分たちが提供した寄附額の総額を示すものにすぎないのである。」

(注5)出資金などの基本金勘定を損益計算に混入して赤字を黒字に見せかける虚偽表示は、一般企業では固く禁じられた犯罪行為である。ライブドアは2004年9月期決算で実態は3億1300万円の経常赤字(前期比-120%)であったが、子会社による自社株売却益約53億円を連結決算で「売上高」と虚偽を言って損益勘定に混入し、50億3400万円の経常黒字(前期比300%)に粉飾をした。その粉飾により株価を高く操作し、自社株を売り抜けて145億円の売却益を得たほか、その株高操作の下で時価発行増資により1600億円もの資金調達をした。その後ライブドア株は暴落し、投資

家は不当な損害を被った。粉飾決算、有価証券報告書虚偽記載などによる証券取引法違反で、当事者が逮捕され、懲役2年6ヶ月、懲役1年2ヶ月、懲役1年6ヶ月執行猶予3年などの判決となり、ライブドアに対して罰金2億8千万円の判決が下された。

(注6)野崎 (1990, p. 73)は、「学校の設置や規模の拡大その他学校法人の諸活動の計画に基づいて、学校法人が継続的に保持すべきものとして一定の資産を定め、これらの資産の額に相当する金額として基本金に組み入れて留保するべきであって、これを消費支出に充てるべきではないという学校法人会計の基本的な考えによるもの」と指摘している。

(注7)学校法人会計基準に存在しない「帰属収支」なる概念を、何故誰がわざわざ造り出したかには諸説があるが、次の諸説が有力と見られる。二号基本金などを計画的に積み上げて計画的な基本金組入を堅実に実施すれば、消費収入は安定するので、元々安定的である消費支出を差し引いた消費収支差額も安定する。しかし計画的な基本金組入を行わない不安定な財政運営では、資本収支赤字の部分を借入金で十分に賄うことができない場合は、帰属収入から不安定な基本金組み入れを控除した消費収入は不安定となるので、元々安定的である消費支出を差し引いた消費収支差額は不安定となり年々変動する。そこで変動する消費収支差額の不安定性を隠蔽するために、元々安定的である帰属収入から消費支出を差し引いた「帰属収支差額」という概念を作り出し、収支安定性を演出しようとした。

この赤字隠蔽効果は、健全財政を達成することが困難な理事や理事長にとっては好都合であり、どんなに消費収支赤字で財政が不健全化・悪化していても、帰属収支は均衡ないし黒字であるので健全財政であると称して、学校法人内部では自らの再選を訴える言い訳として利用できる。

また消費収支赤字では賃上げ要求や賃下げ反対の根拠にできないが、帰属収支黒字で健全だからといえばその言い訳ができるために、労働組合のうちには一部にそれを好都合

と思うものもある。

学校法人は外部の学生生徒保護者に対しても、どんなに消費収支赤字で不健全財政でも、帰属収支は均衡ないし黒字で健全財政と称して、安心して我が大学を受験されたいと言いつができる。

こうした実情を背景として、帰属収支＝帰属収入－帰属支出、ではなく、帰属収支＝帰属収入－消費支出、という不整合の架空の概念をわざわざ造り出して、意図的に利用することになったと見られる。一部のマスコミもそれに迎合して、帰属収支という概念を利用したランキングなどを公表して売り上げを伸ばそうと試みたと見られる。

(注8)帰属収支差額の黒字をそれ以外の主観的数値、例えば50億円に設定して、帰属収支差額比率＝帰属収支差額50億円／帰属収入500億円が10%ならば「健全である」というたぐいの恣意的主張が一部に見られるが、経営指標としてのその客観的な理論的根拠はない。資本収支均衡と消費収支均衡を同時に達成するためには、ある学校法人の資本的収入及び基本金組入が80億円の場合には80億円／500億円＝16%が健全であり、また別の学校法人の資本的収入及び基本金組入が120億円の場合には120億円／500億円＝24%が健全となる。その値は各学校法人の資本的収入及び基本金組入の客観的金額に応じて決まる。

なお、正味資産＝総資産－負債＝基本金＋累積消費収支差額 (1) という関係が貸借対照表に記載されているので、増分(差分)をとると

$$\begin{aligned} \Delta \text{正味資産} &= \Delta \text{基本金} + \text{消費収支差額} \\ &= \text{基本金組入} + \text{消費収入} - \text{消費支出} \end{aligned} \quad (2)$$

$$\begin{aligned} &= \text{帰属収入} - \text{消費支出} \\ &= \text{帰属収支} \end{aligned} \quad (3)$$

という関係式が系(コロラリ)として導かれる。関係式(2)により、基本金組入と消費収支差額の和がプラスであれば正味資産は増え、それがマイナスなら正味資産は減る。仮に帰属収支＝基本金組入＋消費収支、という定義式を使うと、帰属収支がプラスであれば正味

資産は増え、それがマイナスであれば正味資産は減るという関係式 (3) が導かれるが、これは (2) 式と同じことを意味するトートロジーである。

この関係式から、「帰属収支がプラスなら正味資産の増分もプラスであるので健全財政である」などという見方もあるが、これはストックとしての資産の増加とフローとしての損益収支の赤字を混同混乱した間違いである。消費収支が赤字で不健全経営の時に、その絶対値を上回るほど過剰な設備投資を行い、基本金組入が過剰となれば、確かに基本金組み入れ前の帰属収支はプラスではあるが、経営の成果を表す消費収支は赤字で、不健全経営となる。営利法人でも同様に設備投資過剰であるが損益勘定は赤字となり、経営破綻ないし会社更生に追い込まれた事例は枚挙に暇がない。

[参考文献]

- 片山覺 (2011) 「学校法人会計基準の現状と課題」『會計』第 179 巻 4 号、pp. 508-523。
- 川村大介 (2009) 「学校法人のファイナンス特性の再確認について－企業ファイナンスと非企業ファイナンスの視点から－」『大学行政管理学会誌』第 13 号、pp. 69-79。
- 国立大学法人会計基準等検討会議 (2003) 『「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書』、3 月 5 日。
- 野崎弘編著 (1990) 『新版学校法人会計基準詳説』第一法規出版。
- バーリ, A. A. = ミーンズ, G. C. (1958) 『近代株式会社と私有財産』北島忠男訳、文雅堂書店。Berle, A. A. and Means, G. C. (1932) *The Modern Corporation and Private Property*, New York : William S. Hein & Co., Inc.
- 林直嗣 (2009) 「私学法改正と大学の経営・ガバナンス」(上)『経営志林』第 46 巻第 1 号、pp. 1-11、(下)『経営志林』第 46 巻第 2 号、pp. 1-10。
- 林直嗣 (2010) 「大学教育のガバナンスと成績評価基準」(上)『経営志林』第 47 巻第 1 号、pp. 85-93、(中)『経営志林』第 47 巻第 2 号、pp. 39-47、(下)『経営志林』第 47 巻第 3 号、pp. 57-72。
- 林雅之・小野田晴美 (2009) 「学校法人会計基準に関する一考察－国立大学法人会計基準との比較において－」『金沢星陵大学論集』第 43 巻第 2 号、pp. 13-23。
- 古市雄一郎 (2011) 「高等教育機関が提供する会計情報についての検討－学校法人会計基準の再考を中心に－」『大学財務経営研究』第 8 号、pp. 53-61。
- 細井卓 (1985) 『総合経営学の原理』中央経済社。
- 文部省 (1971) 「学校法人会計基準」文部省令第 18 号、4 月 1 日。
- 文部科学省・学校法人会計基準の在り方に関する検討会 (2004) 「今後の学校法人会計基準の在り方について (検討のまとめ)」のポイント、3 月 31 日。
- 矢部孝太郎 (2011) 「学校法人会計における基本金、減価償却および消費収支均衡の意義」『大阪商業大学論集』第 7 巻第 3 号 (通号 163 号)、pp. 55-72。
- 山本誠 (2012) 「学校法人会計基準における「基本金」の構造と問題点」『大阪商業大学論集』第 8 巻第 1 号 (通号 165 号)、pp. 1-12。